

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成24年5月9日(水)

杉 並 区 議 会

目 次

委員会について

- (1) 特別委員会について 3
- (2) 議会運営委員会理事会について 7
- (3) 常任委員会の定数について1 1

議員報酬に係る議員提出議案について1 4

その他

- 一般質問通告内容の詳細資料について1 6

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成24年5月9日(水) 午前9時29分～午前10時30分	
場 所	第2委員会室	
出席理事 (6名)	理事 富本 卓 理事 島田 敏光 理事 山田 耕平	理事 井口 かづ子 理事 小川 宗次郎 理事 小松 久子
欠席理事		
理事以外の 出席議員	議長 藤本 なおや	副議長 横山 えみ
事務局職員	事務局長 与島 正彦 議事係長 野澤 雅己 庶務係主査 横山 淳二 調査係長 小塩 尚広 担当書記 上野 和貴	事務局次長 和久井 義久 事務取扱区議 会事務局参事 庶務係長 高橋 正美 広係長 井口 隆央 法係長 杉原 正朗

(午前 9時29分 開会)

富本理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

小川理事から、遅れる旨の連絡があったので、ご了承願う。

《委員会について》

(1) 特別委員会について

富本理事 初めに委員会について。

常任委員会委員の選任については臨時会でということになっているが、これに伴って特別委員会をどうするかという話が前回から出ていた。その点について、改めてそれぞれの会派からご意見をいただければと思う。数の問題、それから委員会の内容等々ございましたら、お願いしたい。

井口理事 前回もお話ししたが、医療問題は審議が尽くされたかと思う。うちの会派は、そういった意見が多数あった。

富本理事 医療問題を廃止して、4委員会でいいということか。

井口理事 はい。

島田理事 同様である。

山田理事 うちちょっと違っており、現状維持で医療も必要ではないかと。今練馬の日大光が丘病院の件があるが、今後、そういうことも含めてもっと幅広くやったほうがいいという意見であった。

ただ、中でもいろいろな意見が出ていて、多少もめているところではある。

小松理事 医療に関してはなくす。それから、清掃・リサイクルについても都市環境委員会の中に入れていいという考えである。

富本理事 ということは3つ。

小松理事 はい。それで、去年エネルギーのことを提案して災害対策の中でやっているが、これも都市環の中に入れて、災害対策としての特別委員会のもとの形に戻すという形で、つまり、エネルギーや清掃については都市環の中に入れていくことにしてはどうか。

3つの委員会なので、全部の議員が必ず特別委員会に所属しなくてもいいとしてはどうか。

富本理事 今いろいろ意見があった。エネルギー等については事務局から、いろいろ調査もしていただいているが。

議会事務局次長 エネルギーに関しては環境部の所管ということになっており、現在、災

害対策特別委員会にエネルギーの所管が入っている。昨年は、実際に災害対策特別委員会で行ったのは、視察を2回という状況になっており、所管としても、災害対策よりは環境部の所管のところにとということもあり、意向としては、清掃・リサイクルと一緒にしてはいかがかという意見であった。

事務局としては、3つになって1つの委員会の人数が増えると、やはり委員会運営がなかなか厳しくなる。今小松理事からお話のあった、特別委員会に出席しない議員が出るというのも、現実問題として、では誰が、という問題も出てくるので、できれば4委員会は維持したいというのが事務局の考えである。

富本理事 3委員会になると、1委員会に16人程になってしまう。ルール上は、だれかしか出られないとかいうのはできるのか。現実的にどうなのか。

今お話があったとおりで、共産党には申しわけないが、医療は何となく廃止を望む声が多いということも考えて、あとエネルギーの問題は、昨年ご提案があって、一応去年は災害対策に入れたが、確かに清掃・リサイクルについては、井口理事がちょうど都市環と清掃の委員を両方されていて、結構重なる部分があるということなので、事務局とのきのうの打ち合わせでも、清掃・リサイクルのところへエネルギーを持っていき、災対は災対でいろいろ重要なので、皆さんの声を総合すると、そんな形が一番落ちつきがいいのかということはある。

議会事務局長 ちょっと補足したい。

今次長、また座長からお話があったとおりで、所管課の考えは、ぜひ清掃・リサイクルのほうにエネルギーを入れて、この課題そのものについては、区でできるところというのは限界があるけれども、それがなくて議論しなくていいという話ではないので、残していく方向で、ただし清掃・リサイクルというのが環境部の希望であった。

それから、先ほど共産党から話のあった練馬光が丘の問題もあるが、保健福祉部でもその問題意識は非常にあり、お隣の練馬区で、日大病院と順天堂大病院、2つの大きな病院があって、その中で今起こっていること、1つ廃止されたこと、これが近隣区の杉並区に及ぼす影響なども理解している。

ただし、その議論をする場としては、保健福祉委員会で吸収してのみ込んで、そこで議論しても十分いいということで、事務局としても、委員会運営上の数ということも含めて考えたときに、4委員会で、今出ました課題についてはしっかり議論をしていく場は設ける、こういうようなことが所管課との調整の中であった。

富本理事 ちなみに、今医療の委員の方いるか。 実際にはどうか。

副議長 人間が活着ている以上、医療問題等は欠かせないというのはある。今杉並区の課

題として、佼成病院もこちらに来た、また医療部局の統計的な対策も1つできたということで、おおむね杉並区としての対策は達成できたという印象はある。

富本理事 では、ちょっと整理して。

まず、ネみは、今エネルギーの問題で清掃にそういう話があったが、それについてはどうか。3にこだわるか。

小松理事 いや、そういうことであれば……。つまり、どこかでちゃんと受け皿があることは必要だと思うので、3委員会だと難しいということであるならば、そういう形でいい。ただ、清掃・リサイクルという名前は変えたほうがいいと思う。

議会事務局次長 清掃・リサイクルにエネルギー問題をつけると長くなるので、リサイクルを清掃に含めたような形で、清掃・エネルギー問題調査特別委員会みたいな形の名称、これはまた皆さんにご議論いただくところだと思うが、そのぐらいの名称でもよいとは思っている。

富本理事 今話をしてきて、民社はわからないが、共産党だけ意見が違うが、何となく大勢としては……

山田理事 はい。僕自身も、保健福祉委員会でできるというのは思っていることだが、かなりベテランの議員が、歴史的な経緯を踏まえればあったほうがいいということをしている。ただ、ここでの意見なんかも踏まえてもう一度検討したいと思う。

富本理事 次の14日、そこではきちっと数を含めて決めてもらわないと困る。

ほかの会派の方はどうか。流れが見えてきているが、よろしいか。

島田理事 エネルギーを災対から切り離すのはいいと思うが、都市環境委員会の中の環境部のほうで、ほかに常任委員会で何が主に議題になりそうなのか……。清掃も特別委員会があるし、エネルギーも今特別委員会に入っているが、それを除いてしまうとほとんどなくなってくる。だから、清掃・リサイクルと一緒にするよりも、都市環境のほうに戻したほうがいいのかなと。環境部そのものの話が都市環境委員会でもなかなか出てこないという感じは受けるが、どこでやるにしても別にいいが、常任委員会でやったほうがいいと。結構大切な問題でもあると思うので。

富本理事 現状、結果的には2つでやったりしているのか。

井口理事 はい。

富本理事 都市環でもやって清掃でも。私もそういうときがあった。保健と医療もそういう関係にあった。

議会事務局次長 先ほど座長のほうから、規定上どうなのかというお話があった。常任委員会は、委員会条例で定数を定めて、すべての議員が1つの委員になるような規定にな

っている。特別委員会については、必要があるとき議会の議決で設けるという形になっているので、議決さえあれば、入らない方がいても規定上は大丈夫であるという状況になっている。

富本理事 現実問題、非交渉会派の方でだれが入るのかとか、そういう問題も出てくるので、ちょっと厳しいというのは正直私も感じるころではある。

今話が出てきて、医療に関しては廃止を求める声が共産党以外はあるということで、数としては4ということ。3だとさすがに、今もろもろ話してきた問題があるので厳しいということで、4委員会ぐらいが妥当ではないか。

エネルギーの問題が去年提起されて、今は災対に入っているが、それを清掃・リサイクルのほうに移すのかどうなのかということ、この辺については少し意見の違いがあるが、一応この辺を本線に、数の問題を決めないと委員の張りつけとかもできない。臨時会に向けていろいろ用意ができないので、一応14日を最終の決定ということにさせていただきたいと思う。よろしく願いをする。

(小川理事着席)

小川理事、来て早々申しわけない。今、特別委員会の件をやっているが、話としては、まず医療をどうするかということで、共産党以外はもう廃止でいいという意見だが、その辺からご意見をいただきたい。

小川理事 従前と同じ。前回と同じで4つ。

富本理事 医療はもう要らないということで。

小川理事 はい。

富本理事 そうということである。

それから、エネルギーについて、ネみは清掃・リサイクルももう要らないという話もあったが、議論の中では、災対に入っているエネルギーを清掃・リサイクルのほうに持ってきて、名称をどうするかは別にして、そこで清掃・リサイクルの問題とエネルギーの問題も一緒にやったらどうかという意見もあった。ただ、それでは環境部が全部特別委員会に来てしまうのではないかという島田理事の意見もあり、その辺についてのお考えは何かあるか。

小川理事 遅刻して申し訳ない、おわびする。

私どもは、清掃・リサイクルにエネルギーを入れてもいいのではないかという結論。

富本理事 今そういうことで、特別委員会の数としては4つがいいということ。3つという提案もあったが、現実的な問題として厳しいということ。それからエネルギーをどこへ持っていくかという問題。そうなれば清掃・リサイクルの名前が清掃・リサイクル・

エネルギーでは長過ぎるので、名前をどうするかという問題。この辺がまだ決まり切っていない。共産党はとりあえず5つを主張されているところもある。

次回、5月14日を予定しているが、そのときまでに最終的な数と所管のあり方は決めていかなければいけないので、これについては結論を出すというか、なるべくそこで合意できるように、共産党も、いろいろお気持ちはわかるが、何とか会派内の調整をよろしくお願いしたい。

では、この問題はそういうことで、次に行く。

(2) 議会運営委員会理事会について

富本理事 続いて、議運の理事会について。理事会の理事の人数について、会議規則では7名以内ということになっているが、現状は6名である。閉議員のご逝去があつて6名でやっているわけだが、その辺について、前回も話し合ったが、それぞれの会派のご意見を伺いたい。

井口理事 うちの会派は、交渉会派プラス座長でいいというのがほぼ全員の意見。

富本理事 別に規則を変更しなくても申し合わせでいい。

井口理事 会議規則ではなく申し合わせでいいという意見が多かった。

島田理事 前回と同様だが、交渉会派という概念がなかなか規則には盛り込めないような雰囲気なので、申し合わせ事項で交渉会派数プラス1で、座長を出すところがもう1人というような状況で、今のところ7人以内となっているから、6人以内とするかどうかという問題もあるが、別に変えなくてもいい、こんな状況である。

小川理事 以前から言っているように、交渉会派は、今区議会としては4人なので、プラス座長のところが1ということで、7人を6人にするかは運用の仕方だと思うので、それは議論する中で決めればいい。

山田理事 先ほど島田理事がお話しされていたが、交渉会派の人数をどうするかというところが、うちがかねてからずっとそのことを主張してきたが.....

島田理事 交渉会派の人数をどうするかというふうには言ってない。

山田理事 そうだが、3名から4名になったという一連の経緯があつて、いろいろとあつた1年だったと思う。やはり3人に戻すべきではないかということのうちとしては主張している。7人にするかどうかということのも、そういった前提を話し合ってから話すべきではないかという意見である。

小松理事 うちも、交渉会派のそもそもの人数を何とかこの期の間.....

富本理事 臨時会までの間。

小松理事 はい。その間に理事会の議題にのせるというような話があったので、それを待ってからにしよう。

富本理事 そういうことだが、とりあえず考え方として、交渉会派の人数のことは後にして、理事の人数についてはどうか。交渉会派が仮に3人でも4人でも、そこは同じだと思うが。考え方として、理事会の人数をどう考えるか、構成をどう考えるかということに関してはいかがか。

山田理事 交渉会派が例えば4人から3人になった場合、その会派に合わせて変えればいいとは思っている。

富本理事 だから、変わっても変わらなくても、交渉会派プラス1と考えるのか、交渉会派の数だと考えるのか、その辺についてどうか。

山田理事 交渉会派プラス1でいい。

小松理事 去年は少数会派の分として1つ枠をとというようなことも申し上げたことがあるが、この点に関しては人数のところまで話していない。

富本理事 今そういう話があった。この話をやると交渉会派の話に及ぶが、交渉会派の人数について改めて何かご意見はあるか。

島田理事 要するに、自分の会派だけで議員提出議案を出せるという、これだと交渉会派として一人前というか、区民に非常に説明しやすい。なぜ3人なのといったときにどう説明するのかという、その納得のいく説明があれば、そっちに変えてもいい。今のところこれ以上の納得できるものが出てこないというのが、これまでの議論の中でたどってきたところと理解している。3人とする説得材料を持ってきていただきたい。

富本理事 小川理事、この問題はいろいろご苦労された記憶があると思うが。

小川理事 この1年間で議論していくということは昨年話をした。島田理事が言われたように、今は12分の1という形で、それは特別こだわってはないが、まだ会派で正式に話し合っていないので、今後議論していくのは全然問題ないと思うが、今はまだ結論に達していない。

井口理事 うちとしては、議論を尽くしたほうがいいと思う。すべての議員の方に聞いてないが、さっき島田理事が言ったように、3人にするには、きちんとした材料をお持ちになったほうが区民の方も納得すると思う。

富本理事 3名主張派としては、その点について何か意見はあるか。

小松理事 議員提案は、4人にするためには、ほかの会派に声をかけるという形で補って十分その前にもできていた。3人に戻して何ら問題はない。

島田理事 1人を会派というかどうかは別にして、1人の人たちが4人集まれば提案でき

るわけだから、そこまでいくと、全部が交渉会派になるのかという話になってしまう。
富本理事 だから、集団というものをどうとらえるかということで、集団の定義として、
4 という数字は一応12分の1 という根拠がある。3の方は、多分これまで3だったから
ということだったと思うが、そこはちょっと.....。

山田理事 議員提案4名というのは特に縛られるものではないと思う。うちがいろいろこ
の間主張してきたのは、3名から4名にしたことについての経緯である。例えば、改選
前に3名から4名に決められた。僕自身もそのときは議員ではなかったわけで、そうい
う一連のプロセスに多少拙速さがあったということはある。だから、例えば3名から4
名にするという議論を深めていくということがとにかく必要だったということである。

富本理事 でも、当時、一応正式な会議体で決められた。

小川理事 正式な会議体で決めたとし、その議論というのはたしか、私の記憶しているところ
のだが、平成15年から議論はしている。

山田理事 議論されてきたという経緯はわかるが、改選のときに会派の構成も変わる。例
えばネみは3名になった。これで晴れて交渉会派入りかという話のときに、結局交渉会
派が4名になってしまっていて入れない。そういう一連の流れは、一般区民の目線から見
ても少しおかしいということは僕自身感じるが。

富本理事 それは1つの意見としてはある。

それはそれでちょっとおいておいて、ネみは、さっきの意見だと、非交渉会派、1や
2の人がいる。その人たちも理事会に入れると、そういうことなのか。そこはどうか。
交渉会派という線引きの中で理事会を構成している、今そういう考え方が一応ある。そ
の辺についてはどうか、3、4の問題は別としても。

小松理事 今回に関してはそのことは今言っていない。去年そういうことを申し上げまし
たということは今申し上げただけ。

富本理事 今回決めるに際しては、理事に非交渉会派の人を入れるとかいうことは特段考
えとしては主張しないのか。

小松理事 議会運営委員会の中には入るべきとは思いますが、理事会ということに関しては、
会派としてはまだまとまっていない。

富本理事 そうなると、交渉会派の人数の問題も含めて、昨年と同じ話の繰り返しのよう
なことになる。議運の割り当ての話まで含めていくと、また話が何となく迷路に入って
いくという感は正直少しあるが、これもある程度早く決めていかなければいけない。交
渉会派の数の話をし出すと、多分平行線ですっぴり行くというのが正直なところだが、水
入りをしてまた考えるか。

では、前提が揺らぐような言い方で申しわけないが、まずは理事の人数のあり方については、交渉会派プラス座長会派の人を1人入れるという考え方はご理解いただけるのかということはどうか。それも、会議規則を変えるか変えないか、要するに、理事会の申し合わせとして、運用としてやっていくという考え方で、理事会の構成に関してはいいのかどうかということに関していかがか。

山田理事 その辺は、先ほど話したとおり、交渉会派プラス座長でというのには賛成する。

富本理事 理事会の申し合わせという形でもいいか、規則を変えないで。

山田理事 はい、前提があるが。

富本理事 理解している。

小松理事 そういう形でまとまるのであれば、了承したい。

富本理事 それで、交渉会派の人数についてはどうか。話し合いをしてもいいが、多分ずっと同じことの繰り返しの様な気もする。これは大体いつまでに決めるのか。

議会事務局次長 時期に関しては、次回の理事会、14日までに決めたい。前回は話が出たが、島田理事が言っていた、要するに、4人が議案提出の人数を根拠にということで前回は話をしているので、3人にするのであれば、3人にする理由が必要である。今までの議論を踏まえると、事務局としては、その辺があいまいなまま3人というのはちょっと難しいという感じはする。

富本理事 とりあえず構成に関しては、交渉会派の人数のそもそもの問題は今とまわらないが、交渉会派の数とプラス座長ということで、座長の会派からもう1人選出ということで、そこは皆さんもご理解いただいて、それも会議規則の改正という形ではなくて理事会の申し合わせでいいというのもコンセンサスを得つつあると思うが、まずそこを次回までに再度確認を、会派内での意見統一をそれぞれの理事にお願いしたい。

それから、交渉会派の人数のことに関しては、またそのときにでも議論することになると思うが、理事会は基本的にはなるべく全会一致方式で行こうということなので、採決をする場所でもないの、どういう形でそれを次の期の人事のことにおいて考えていくかということに関して、私と事務局で相談をして、改めて話し合いをする場を設ける。ただ、これはどこかで結論は出さなければいけないし、また、この結論が導かれなないと、先ほど言った何となくまとまりかけている話もまた一からになってしまうということもあるので、そうすると昨年と同じような話になると思う。その辺は必ず議論するが、よく考えた上で次回等に臨んでいただきたい。きょうはここまでしか話をまとめることができないが、よろしく願いをする。

(3) 常任委員会の定数について

富本理事 続いては、常任委員会の人数について。

現在は1名欠員が生じており、都市環が8人になっている。関議員が都市環におられた関係で、9人だったのが8人になっているが、5委員会に47名をどう割り振るか。何か事務局からの案はあるか。

議会事務局次長 お手元に参考資料として今の割当表をお配りした。常任委員会が上に5つあって、区民生活と都市環が定数9人という形になってはいますが、先ほどの座長のご発言どおり、都市環が現員は8人になっているという状況である。

富本理事 ということは、区民と都市環が9人だけれども、どこか10人のところを1つ、9人にしたほうがいい。総財か保健か文教のどれかを9人にするというので、どれがいいのかということをご議論いただきたいということか。

議会事務局次長 はい。

井口理事 うちのほうは、文教は希望者も多いし、たしか案件も多いということで、保健福祉を1減らすというのがほぼ全員の考えであった。

島田理事 悩ましいところだが、保健福祉の場合は大分予算も多いというのもあるが、上の4つは区長部局、一番下の文教が教育委員会ということで、保健福祉を1つ減らして、文教10をそのまま残すという状況でどうか。

小川理事 最終的な会派の結論は出てないが、これは私見だが、今までの流れからすると、希望数を勘案すると、やはり保健福祉なのかという気がする。

山田理事 うちが会派として意見を持ってきてないが、この数から見たら、やはり保健福祉かということは感じる。

小松理事 これについて会派でまとめていないが、保健福祉と皆さん言うが……。でも、どれか1つを減らさなければならぬ。ちょっとわからない。

富本理事 仕方がないけれども保健福祉かなということが何となく大勢ではあるが、わからないという方と、それから、まだ会派の意見も聞き切れてないということもあるので、私見レベルの理事もいた。これに関しても、いろいろ段取りもあるので次回14日には決めていきたい。総財、保健福祉、文教のいずれかを9人にせざるを得ないので、残念ながらわからないでは終わらないもので、よろしくお願ひしたい。

それから、特別委員会に関しても、現状は医療も入っているが、次の回には、4つの方向か5つなのか、それも決まってくるので、その際も一応人数が、4つになっても12人が3つ、11人が1つになるので、その辺のことも含めて、特別委員会の人数についても皆さんのお考えをまとめて、例えば4つの委員会だったら、どの委員会を11人にするのかということをお考えいただきたい。よろしくお願ひをする。

では、常任委員会についてはそういうことで、委員会の割り振りについてはお考えいただきたい。

それから次、あわせて議運の割り振りについてもあるが、これもどうやらネみはこの割り振り表では納得されないというふうに思うのだが、これは特に説明はないのか。現在もこういう形で構成されていて、ただ、今はうちが、公明党がこの間選任したので、3、3という形になっているが、現在の割り当ての人数でいけばこういう形になるということだが。

これに関しては、ネみ以外の会派でご意見のある方はいるのか。特段、これでいいということか。

島田理事 今までどおりの計算方法でいい。

小川理事 同じく。

山田理事 これもうちでは意見を持ってきてないが、問題はないと思う。

富本理事 ネみは違うのか。何かご意見があれば。

小松理事 非交渉会派として1人枠をとというのが希望である。

富本理事 その場合、考え方としてはどういうふうにするのか。

小松理事 考え方として、全部の議員がポイントを持つという形になる。

富本理事 今は12割る39で0.31になっている。12割る47で数字を出して、それに人数を掛けるのか。それで数を出すということか。

小松理事 そうなると思うが。

富本理事 私が案をつくるわけではなくて、ポイントということはそういうことでは。

小松理事 そういう意味のポイントである。

富本理事 そうなると、例えばどういう人数割りになるのか。

小松理事 そこまではちゃんとやってない。

富本理事 1は1だが。

島田理事 0.25にちょっと毛が生えたぐらい。

富本理事 それに人数を掛ければ.....

島田理事 2人いても0.5幾つ。

小川理事 入らない。

小松理事 いや、だから少数会派の中で.....

富本理事 それはおかしい。それは1つの枠じゃないから。それは違う。だって、少数会派という会派は.....

島田理事 少数会派は6人だけれども、6人の会派ではない。

富本理事 うちらと共産党が一緒になったら会派か、ということ。幾ら何でもそれは違う。それだと、47人みんな会派かという話になる。それはさすがに暴論だと思う。ポイントというのはまだわかる。わかるが、あるときは同じ、あるときは違うというのは、それは会派としては違う。

どうか、仮にポイントで計算したらどうなるか。

議事係主査 12割る47でやったとして、0.26の指数になる。これでもし、今小松理事が言ったように、少数会派の8名で割り振ると2.08になるので、2名入る計算になってくる。

富本理事 そうじゃなくて、1人だと.....

小松理事 いや、私が言ったのはそういう意味である。

富本理事 それは全然考え方として違う。僕は、例えば1人会派の人は0.26持ち点があるなら、それで純粋に積み上げていくと構成人数がどうなるかということとあったが。

小松理事 細かく計算までしていたわけではないが、そういうポイントの考え方を取り入れて、2.08になるけれども1人分としてというような、とにかく何らかの方法で非交渉会派の中から議運に入れる方策はないだろうかというのが.....

富本理事 ネみはそういうことを一貫して主張されているが、これに関しては、多分、今の意見を聞いていると共産党まで意見は違うということだが、どうか。

山田理事 会派としてこれについて余りもんでいないのでわからないが、交渉会派をそもそもつくるという意味が薄れてしまうことは余り得策ではないということはある。ただ、議会運営に関していわゆる非交渉会派の意見もしっかりとくみ取るようなシステムをどうつくるかというのはすごく重要な課題だと思うので、その辺をどう調整するかというのが僕自身の考えではある。

富本理事 ご主張は私どももよくわかってはいるが、去年の話も含めて、8人か6人か7人か、今人数はわからないが、非交渉会派の方をすべて一緒にして1つの会派のように取り扱うような考え方は全然相入れられない、多分そこは動かないと思うのと、それから、非交渉会派の方の声を議会運営に取り入れていって云々という話に関しても、例えば今委員外議員の質疑、それから意見も従前よりは相当認められるようになってきたというような経緯もあるし、それから、私もきのう自民党の幹事長会もあったが、議会運営の中で、杉並区議会の歴史として非交渉会派にはそれなりに、例えば時間制の割り振りの仕方とかも含めてやってきた経緯はあるのではないのかということ意見として持っておる。これについても14日ぐらいには決めていかなければいけないので、多分平行線だと思うが、改めて議論を固めていっていただきたい。

もちろんご意見はよく理解をするが、理事会の性質上、ある程度は全会一致が望まし

い会議形態でやっているの、そういう会議のあり方も含めた大局的な中で、自分たちの意見はあれども、大局的な中でどう立ち居振る舞いをしていくかというのは、ある意味そこも議会人として問われるところでもあるので、その辺についてもよくお考えの上で、また次回までにいろいろ会派の中で調整をしていただきたいと思います。よろしく願いをする。

《議員報酬に係る議員提出議案について》

富本理事 では、議会の構成の関係についてはここまでで、続いて、議員報酬に係る議員提出議案についてだが、これも事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 議員報酬に係る議員提出議案だが、期末手当について、これまで区長等の給与の支給月数と合わせてきたという経緯がある。今、本則では3.95月になっているが、それを3.43月に改める必要がある。6月期については、本則が1.8月になっており、これを1.55月に改正する必要がある。6月の期末手当については、6月1日が基準日なので、その前に臨時会で議決をする必要がある。ちなみに、去年は附則において読みかえ規定を入れて改正をしたという経緯がある。

説明は以上。

富本理事 これはいつもの附則、本則問題がある。それと、期末手当はもう廃止というか不要というか、そういうお考えもあると思うが、改めて意見を確認したい。

井口理事 附則で改正しているので、そのままがいい。

島田理事 少し考えたい。

小川理事 これも会派で結論に達してないが、私見では附則で良いと思う。

山田理事 うち、今までどおり本則で変えたほうがよいという考え。

小松理事 うち、先ほど言ったように、期末手当に関しては考え方があがるが、今回もまた附則でというのは 他の自治体の状況はどうなっているのか。

議会事務局次長 本則原則については、附則でやっているところが23区中4区である。

富本理事 整理する。前回までの対応としては附則で出していた。提案者はだれか。

議事係主査 提案者は、全議員の中から募った形をとった。

富本理事 それで、共産党は入っていたのか入ってなかったのか。ネみは当然入ってない。あと、非交渉会派の方がどうされていたのか。

毎度のことなので、皆さんまた会派で話し合い、ある程度早い時期に結論をいただきたいと思うので、よろしく願いをする。

議事係主査 昨年5月30日に出したものは、36名提案で、共産党も入っている。

富本理事 附則で、入っているのか。

議事係主査 はい。

山田理事 前回はそうだったが、本則で変えるのがいいだろうという話だが、それにこだわっているということではない。

富本理事 その辺も含めて、これに関しても次回ぐらいまでにはまた会派で話し合いをして態度を決めていただきたい。

小松理事 公明だけがまだ考え中みたいな……

島田理事 まだ会派でもんでいない。

小松理事 また附則なのか。4区しかないとの報告があった。やるなら本則でやるべき。附則がいいという理由を聞かせていただければ伺いたい。

小川理事 記憶が今混同しているので、平成22年の議員提出議案の意見を熟読していただければわかる。その理由を述べている。

それと、もう1点だが、附則でやっているのは4区ということだが、他区がやっているから云々というのであれば、すべてにおいて何区やっているからという議論とはまた違うと思う。

もう1点聞きたいのは、逆に本則でも附則でもやってない区というのは、いわゆる改正しないというところ、報酬審議会があるところとかないところとか、すべてそういうところをトータル的に見る必要があるのではないかと私は考える。

議会事務局次長 もともとどういう月数をとっているかがわからない部分があるが、下げているか下げないかはわからないが、22年11月の調査でいくと、一番高いところで、杉並を除いては3.55ぐらい。その後また、たしかもう1回改定が入っているので、杉並は3.95月なので、それよりは下がっているという状況。

富本理事 私の私見で言うならば、個人的な考えとしては、ネミは期末手当は要らないという考え方もあると思うが、議員の報酬は議員の報酬できちっと、議会も含めいろいろな形で、今改革の話もあるが、議論をしていったほうがいいと思う。本則でやるということになると、職員がこうしたからこうなっているみたいな、連動して話が動いているという感じがするので、とりあえず経済状況として下げなければいけないが、議員は議員の報酬としてどう考えていくのかということを考えるためには、議員が職員と同じように連動するというような形ではなくて、議員としての立場というのはあるが、経済状況からいたし方ないということで下げているという認識で私はいる。要するに、議会の議員の報酬というものをどう考えるのかというのでいろいろな意見があると思うが、それはそれとして、議員はこうであって、職員とは切り離して考えようというのが私の個

人的な感覚としてはずっとある。いつも私は、附則でしたほうがいいと、会派内でもそういう意見を述べていて、安易に本則のほうでそういう対応をするのは、職員がこうなったからこうだという話とは違うと思うので、会派内でも附則で対応すべきということを主張している。

では、これに関しても会派に持ち帰って検討していただきたい。

《その他》

一般質問通告内容の詳細資料について

富本理事 続いて、その他ということで、一般質問の通告内容の詳細ということがあった。新しいルールの検証の中で意見があったわけだが、これについて事務局で案をつくっていただいたので、ご説明願う。

議会事務局次長 資料を区議会定例会傍聴者用詳細資料（月 日分）という形でお配りした。右上に通告番号、会派、氏名を記入するようになっている。あと、質問の項目ごとに、 についてということで、箇条書きで何点か記載をする。項目が幾つかあるので、その項目に従って質問項目ごとに箇条書きで書くというような案を作成している。項目が多い場合でも、せいぜい表裏1枚ぐらいの分量でいかがかと考えている。提出については任意で、全員の方が出すということではなくて、傍聴者に示したいという方が提出する。これは質問日の前日ぐらいまでに事務局に提出することで考えている。提出のあったものについては、翌日の傍聴用の資料、傍聴席に置いてある資料の中につづって閲覧に供するという形で考えている。

説明は以上。

富本理事 この案について何かご質問のある方はいるか。

小松理事 これは、手書きあるいはデータ、どちらでもできるのか。

議会事務局次長 可能である。ただ、区民の方に見ていただくのであれば、データのほうが見やすいと思う。余り細かいポイントでたくさん書き込まれても困るので、その辺は決める必要がある。

富本理事 これはある程度、波線というか「……」みたいなのを入れたほうがいいのか。

小松理事 例えば、議場でよくパネルの資料を提示したりすることがある。ああいうのを、傍聴席にいてよく見えないので、プリントしたものをこの下に入れるだとか、そういうことはどうか。

富本理事 そうなると、ちょっとまた話の趣旨が変わる。そうすると、いろいろな資料をといってまた際限なくなるので、それは不公平感もあるので、とりあえずこういう形で

スタートしようということである。

小川理事 これはもうやると決まったのか。

富本理事 いや、まだ決まっていない。いいのではないかという方向が多数だったので、案を事務局が作成した。

小川理事 たしか私たちは、こういうものはいいのではないかと当初は思っていたという発言をしたが、前回の理事会では、要らないのではないかとすることを、申し上げてなかったか。要らないというふうに思っている。ただ、皆さんがこういう形でいいというなら、それは全然問題ない。

富本理事 これについてもたたき台を示したので。あと、今のお話だと、前日までというのはいいが、任意という形で事務局は案としているが、この任意というのもどうなのかということ、それから、これだとまた細かく書く人は細かく書いて、質問をそのまま全部書いているということになって困るので、その辺ももう少し工夫はしたほうがいいと思う。その辺も含めてご議論いただき、早くても2定から、これに関しては少し時間があるが、またご議論をいただきたいと思う。

それから、確認ということで、この間、改正版の資料1ということで、新たなルールで皆さんにたしかご了解いただいたものをまとめさせたと思う。4番の意見のところ、要するに、15分云々というのを委員長の判断でまとめ、委員会運営をするということ、それから、委員長が意見開陳を希望する場合は、原則同一会派の議員が委員外議員として出席し意見を述べることができるというような形にするということで確認。

それから、6番の請陳に関しては、先ほどの4番と同じ話。

8番については、この間のオリンピック決議のようなものについては、また委員会に戻す必要はないということで、付託省略するというご理解をいただいている。

それから9番で、一般質問の傍聴者用資料として、質問をする議員が任意で質問の詳細資料を作成し、傍聴用閲覧資料として提供することができるということで、たしか皆さんが理解した上で入れている。そのやり方はこうですよというような形を入れているということなので、もう一度会派で改めて確認していただきたい。一応議会のルールなので、すっきりしないといけないので、そこはもう1回確認をしていただければと思う。

本日の議題は以上。決めようと思っていた事項もあるが、残念ながらほとんど何も決まらなくて終わってしまった。臨時会の日程を皆さんもご理解いただいているので、それに向けて、いろいろなご意見はあるかと思うが、理事会の性格上、それから地方議会の性質上、なるべくいい意味で集約できるようにご協力を願いたい。

本日の議題は以上だが、事務局のほうから何かあるか。

議会事務局次長 私から、前回の理事会で依頼した、住民監査請求に関する抗弁書の提出期限があさって11日金曜日であるので、まだ提出されていない方については、あさってまでにご提出いただくようご連絡をお願いしたい。

以上。

富本理事 これについては、今後の流れはどうなっているか。紙を11日までに出した、その後はどういう流れになるのか。

議会事務局次長 監査のほうにそれをまとめて提出し、監査のほうと実際にやりとりをして、確認だとかそういったことがある。そうした中で、提出から2カ月、それまでに監査の意見書が出てくるという形になる。

富本理事 ということは、大体6月末ぐらいに監査結果報告書が出るという流れか。

井口理事 今何人ぐらい提出しているのか。

議会法務担当係長 3分の1ぐらい。

富本理事 11日、あさって。まだ3分の1。おやめになった方の分もあると聞いている。

議会法務担当係長 何名かはメールでいただいている。

富本理事 その辺も、また大変であるが、よろしく願いをする。

ほかに何かあるか。 なければ、本日の議会運営委員会理事会を閉会する。

(午前10時30分 閉会)